

平成25年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月19日 午前10時00分		
	散 会	12月19日 午後3時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成25年12月19日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第53号	今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び 損失補償金額の決定について	質 疑
2	議案第54号	平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑
3	議案第55号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい て	質 疑
4	議案第56号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について	質 疑
5	議案第57号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	質 疑
6	議案第58号	工事請負契約について	質 疑
7	議案第59号	工事請負契約について	質 疑
8	議案第60号	工事請負契約について	説明・質疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」の審議に入る前に村長より発言の申し出がありますので、この際これを許可いたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 おはようございます。今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定に関する陳謝。

まず、今回の事案について、その経過の概要を申し上げますと、平成23年5月30日締結しました今帰仁村第2茸生産施設貸付契約について、議員から本村内の事業者を対象に公募すべきではないかとの強い要望がありました。

もとより、村といたしましても、村民を主体とした茸生産施設の事業運営が本意でありましたが、当該事業の採択に当たっては、その要件として事業計画時点から、事業運営者を決めておかなければならないこととなっております。

しかしながら、その時点では、第1茸生産施設の経営移譲の経緯等から、当該事業計画承認申請においては、農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁を事業運営の相手方(予定者)として採択され、契約に至っております。

このような経緯を踏まえた上で、村民を代表する議員の要望にこたえ、かつ、村民を主体とした茸生産施設の組織体制及び管理運営の強化を図るため、本村内を対象に公平な公募を行い事業運営者を選定するためには、手続上、原契約の解約が必須となっております。しかし、相手方に債務不履行等契約上の義務違反など、法律上解約するだけの原因がなく、村から一方的に解約できるものではなかったのであります。

以上から、今回の解約については、村からの解約の申し入れに対し、相手方が応諾し合意解約となったものであり、覚書は解約に伴う原状回復を担保し、それを履行するための範囲を当事者双方で合意し、定めたものであります。

一方的に解約する正当の理由のない場合の解約は、合意解約によるしかなく、解約の申し入れに当たっては、相手方の一定の条件を認容しなければ合意が成立しないのは、明白な道理であります。

とはいっても、一定の条件すなわち「解約の効果」は、法律上の制限を受けることはもちろんであります。

以上の観点から、今回の損害賠償(原状回復)の範囲について、原契約を解除しなかった場合の「得べかりし利益」、すなわち本来得られるべきであるにもかかわらず、解約によって得られなかった利益は、損害賠償の範囲とせず、当事者双方の協議(互譲)の結果、解約によって現実に生じた一切の損害のうち、解約によって社会常識から見て通常生ずるであろうと認められる損害に限定されていることであります。

また、損失補償額の算定に当たっては、損害の発生について、相手方にも不注意があった点等については、公平の原則から法律の定めるところに従い、これをしん酌、いわゆる過失相殺をしているところであ

ります。

そして、当該覚書(契約)に基づいて、これまで幾度も協議を重ね、このたび相手方から最終和解案が提示されたので、これに応じて、地方自治法の定めるところにより、和解及び損失補償の額を平成25年第4回今帰仁村臨時会に提案したのでありますが、残念ながら否決の結果となりました。

しかし、今回、議会からご指摘のあった交渉の余地がある点等については、信義誠実の原則に従い、相手方との再協議・交渉を行い、和解及び損失補償額の内容等を再度見直した上で、総合的な視点に立って、村益を最大限考慮し、再び提案することとなった次第であります。

ただ、原契約の合意解約によって、村民の代表者である議員の意思を尊重した村民主体による第2茸生産出荷施設の事業運営を行うことができたが、結果として村に損失を与えたことは、まことに遺憾に思い、道義的な責任を感じているところであり、心から陳謝を申し上げたいと思います。

現下の茸生産事業を取り巻く環境は、需給状況などから、県内市況は依然として低迷しており、今後も厳しい状況が続く見通しであります。

今後は、「農業生産法人株式会社マッシュファームなきじん」と連携協力し、きのこの栽培技術や品質と生産性の向上及び販路の拡大等を図り、もって経営の安定と一層の発展を支援していくことが何より大切であり、私の道義的責任の取り方として最善であると判断した次第であります。

そのことにより、本事業の導入目的である村内雇用の確保や地域の特産林産の振興を図ることが、村益につなげていけるものと確信いたしております。また、原契約を合意解約したことにより、村民を主体とした法人による経営が行われている現状に鑑みた場合、結果としては村益にかなったものと考えております。

なお、今回の第2茸生産施設に係る原賃貸借契約の締結から当該契約の合意解約及び覚書の締結に当たっての一連の手續に関し、ご指摘いただいたことを真摯に受けとめるとともに、改めてみずからの反省の上に立ち、今後は、このようなことを繰り返さないよう、細心の注意を払い、適切な職務の遂行の徹底に努めてまいり所存であります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時08分)

日程第1.「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番。

○ 9番 山城 太君 議案第53号の件について質疑をしたいと思います。今、村長の陳謝の文書の中からですね、何回か議員からの要望があつて解約したと、そういう感じで私のほうには聞こえたんですけども、議員が要望したから解約したと、それだけでよろしいんですか。これを判断したのはだれですか。解約をした責任の箇所はどちらにあるんですか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

これは太議員もご承知のように、何回か議員の皆さんと公募によることにつきましては、話し合いを持

ちました。その中で、どうしてもほごすべきだと。そして、村民も参加できるようにということがございましたので、村といたしましては、公募をするには解約する以外に方法はないということで、解約をしたわけではありますが、その中で、ここの中でもありますように、村といたしましても村民主体とした茸生産施設の事業が本意でありますので、議員からの要望もありましたし、村としても公募すべきということでやったわけがあります。これについて私は責任ということは、解約して公募したということに対しては、これは私は当然のことをしたと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

9番。

○ 9番 山城 太君 再度、質疑をいたしますが、これは解約に至るのはだれの判断で行ったのでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、議員の皆さんからも相当の公募すべきだというご意見がございますので、そのことも含めて検討をして、村といたしましても村民主体の茸生産施設の事業運営があれば、これはいいことだなという中で、そういうことをやるには、やっぱり解約をして公募する以外にはなかったということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 その当時、議員が要望した当時にですね、解約に至るまでに覚書等のそういった損害補償とか、そういったもろもろの話がこちらのほうには聞こえなかったんですが、その辺の責任はどう思われますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 この件につきましてはですね、平成23年11月23日に合意解約をしているわけがあります。これにつきましてはですね、村長としてみずからの判断で執行したわけがあります。そして、議員の皆さんにはですね、意図的にこれを隠してですね、報告しなかったということではございません。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 そういう問題を隠していたわけではないと言うんですけれども、議員から要望があって、これを加味して合意解約に至ったというんですが、その当時ですね、そういう問題があるのであれば、そういうことを伝えていただければ、強いてまで解約すべきだとは言わなかったと思うんですけれども。要望をした私たち議員でもそういうふうに関心して今、話をしていますよ。当然じゃないですか、お互い責任がないのであれば、問題がないのに解約するのであれば、そういった問題が起こるのであれば、村に不利でしょう。わざわざ不利益をこうむるようなことをしませんよ。腹立たしいというか、議会軽視ですよ。こういう問題が2年後に上がってきて、そういう問題が上がって、ぎりぎりになってそういうこと物を言う。議会軽視にも甚だしいです。この辺の責任問題はどうか考えますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

これについては、先ほども申し上げましたように、議会に報告しなかったということにつきましては、これは意図的ではございませんでしたけど、議会には報告しながらすべきだったというふうに考えております。配慮が足りなかったことについては、率直に反省をしております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 私はですね、先ほどの陳謝文にも書いてありますようにですね、私はこの損失補償が出て、これは村民に負担もかけるわけでありますが、将来にわたってはですね、村民がしっかりと経営をしていくことによってですね、村益につながると思っております。そのためには、先ほども申し上げましたように、このマッシュファームなきじんがですね、しっかりと経営ができるように連携をしていきたいということであります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長は平成23年度に、議案第53号に対してですね、平成23年に契約を結んだと言っていましたけど、これの経緯は、最初は第1茸からですよ。このベストマッシュがやったのは。ベストマッシュから、第1工場からやりたい人が今帰仁村にいたのにさせなかった。そしてベストマッシュにさせた。経験があるからといって。本人たちは、そうは言っていないんじゃないですか。ワッターヤ、機械屋レール、これはわからないと。設計図を読んでも。これから見ても、本当の茸生産者とは言えないんじゃないですか。どうですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

ベストマッシュは機械メーカーであるということですが、伊藤さんは株式会社ダイフクの社員でありましたけれども、第1きのこ園とかかわって、茸には私は相当精通をしております。そして今の施設をつくるときでも、相当、茸に対するこれまでの経験があると思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時19分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そうであればですね、村長が言うように、このベストマッシュなきじんはですね、機械であって茸の経験はないと思うんですよ。そういう会社と本当に設計から全部やって、茸の業者といえますか、工場経営者といえますか、素人でもわかるような設計をしてですね運営する。こんなばかげた

会社とは契約しないと思いますよ。茸がわかる人だったら。そういう会社と平成23年に契約をした。これはおかしいんじゃないですか。ベテランの会社がですね、こんなでたらめな設計図を書いてですね、今帰仁に信用させて契約を結ぶ自体がおかしいと思いますよ。そういう会社が本当にいい品物をつくってですね、今帰仁村でできると思いますか。またそして、契約を結んだということ自体おかしいんじゃないですか。これは村長の過ちですよ、これは。この契約自体が。私はそう思いますけど、村長はどう思いますか。経済課長もどう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

このベストマシュは、第1工場ともかかわりがございます。その中で、そこの実績を見てですね、ベストマシュと契約をしても大丈夫だと考えて契約をいたしました。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 契約を結んだと言いますけどね、本当に設計から見てもですね、この会社が本当にできるかということになればですね、できる会社じゃないですよ。そういう会社と契約を結んだということ自体、おかしいと思うんですよ。そして現在やっている、今帰仁きのこ園が指摘もしているでしょう。向こうはどんなものかと。答弁が返ってきていないじゃないですか、聞いてみたら。そういう会社を信用してですね、契約を結んだということ自体、僕は絶対おかしいと思うんですよ。村長はそういう会社と本当に契約するんですか、信用して。僕だったら信用しないですね。こんな職員がこんな計画ってきて、見てね、こういう会社だったらだめだということとで契約をするというようなこと自体、おかしいと思いますよ。村長がそれで正しいと言うのだったら正しい、悪いんだったら悪い。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 補償額を払う必要は僕はないと思うんです。一銭も払う必要はない、今帰仁村自体が。払うんだったら村長一人で払ってください。一般財源から出す自体がおかしいと思うんですよ。村長が信用して契約を結んで、また向こうから弁護士がこうやって来ているんですから。陳謝するぐらいだったら村長一人で払ってくださいよ。これに答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

この損失補償を村が持つべきではないということですが、今回の補償はですね、村とベストマシュが平成23年5月30日に締結した第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う覚書に基づく和解によって発生した損失、原状回復を実費するものであり、契約上の責任として村が払うべきものだと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ですから、契約解除に対しての補償額だと。だから、悪いというのだったら村

長に一人で払ってくださいと言っているんですよ、僕は。それに対して答弁を求めます。一般財源から出す必要は僕は絶対にはないと思います。裁判でこちらも闘ったらいんですよ、弁護士を立てて。それぐらいの気持ちがあればですね、村長のポケットマネーからでもいいから、そういう方法でやってくださいよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

村長が支払いをすべきだということでございますが、これは村とベストマシュが合意解約をしたものがありますので、契約上の責任として村が負うべきものだと思っております。ただ、裁判をしたほうが良いということでございますが、ずっとこれまで2月から今日まで、この件について相手方の依頼人の弁護士とこの弁護士とも相談しながらですね、ずっとこうやってきた中で、これについては、やっぱり合意解約をしたほうが良いということと、これを裁判した場合にはですね、非常に厳しい状況があるということとをうちの依頼した弁護士からもありまして、和解を勧められております。そういう中で、最終的にですね、前回の10月10日の議会で、いろいろな質疑が出て否決されたわけですが、それを受けてですね、再度、向こうと交渉をした結果ですね、同じ金額では議会に提案をするのは非常にむずかしいんじゃないかということも申し上げて、これを理解してもらってですね、8月分につきましては減額をして今回提案をしているところでありますので、ぜひですね、ご理解をいただきまして、この議案がスムーズに議決できるようにお願いをしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定、10月10日の臨時議会の採決について再提案であります、質疑をしたいと思います。

村長は先ほど4分弱の異例の申し出の中で、いわゆる陳謝ということがありました。これは1回目ですね、このままいわゆる議案として10月の臨時議会に提案したのを再度出されております。本来、そういうのを出すときには、どういう内容があって、前回と変わるとか、または変わらないとかという説明が本当はあってしかるべきかと思ったんですが、今回は議案第53号の紙切れ1枚で、和解契約の覚書もないし合意書もないです。確かに陳謝というのを公式の場でですね、議事録に残るような形で提案するというのは、村長としてすごい行政責任を表明していると思っております。ただ、11名の議員全員で理解するには少し遠いのかなと思います。再度、いわゆる再議に付しているわけですから、前回とどう違うという説明がないですよ。ただ数字の羅列で。これは損失補償額が前回とどうなったと。どういう理由でどこまで持っていったという説明がほしいと思います。それをしてしかるべき後に審議があるべきで、ただ文面を出されてですね、我々は審議をするわけですから、これはとても不親切というかわかりにくいところがありますので、前回のですね、当初案とどう違うということと、それから、最後であれば最後ということ

で、どのような思いでこれを出したかということ再度、村長に答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

和解案の提案書ということで、皆さんにお配りしていると思います。その中にもありますように、具体的にはですね、給与・賞与の提示額、それが8月分の18万8,308円が向こうに譲っていただいたと。8月分をですね。という内容になっております。この経緯に関しましては、地方自治法上の解釈の上で1回否決された議案をそのまま上げるのも議会軽視に当たるんじゃないかという点とかですね、そういうものもしんしゃくしながらですね、こちらがまた交渉の中でですね、8月分までということで、ちょうど18万8,308円が10月10日の提案から減になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

先ほどもですね、陳謝申し上げましたが、この件についてはですね、村長としても非常に心の重い状況であります。10月10日の議会でもいろいろな質疑が出て、ご指摘もございました。それを含めてですね、再度、相手の弁護士と調整をして、先ほど経済課長からもありましたように、同じ金額を提示するのはですね、議会の軽視に当たるということも含めて申し上げて交渉をしたところ、8月分については、「じゃあ減額しましょう」ということであります。これまで、この問題が起こったのは1月18日にマッシュファームなきじんと契約をした後、2月ごろにそういう請求が来て、ずっとこれまで交渉を進めております。そういう意味では議会の皆さんにもいろいろご心配もかけている状況ではありますが、ぜひ今回ですね、この議案を通してもらって、まだまだこの茸の問題、行政課題もいっぱいございますので、それに全力を尽くして取り組むことが私に与えられた職務だと考えております。そういう意味で、本当に強い決意を持って今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再度、質疑を行いたいと思います。先ほどですね、村長及び課長から説明があつて理解しておりますが、提案はですね、この議案書がそのまま議事録にも残るわけですので、今回の議案第53号はちょっと書類が不備だと思うんですが、このままでやると、この1枚がそのまま議事録に残りますので、1回目の臨時議会と同様ですね、和解案、覚書をつけるべきじゃないかと思ひます。そうではないと、後々見た人が、これはどういうあれなのかわからなくなるし、どういうふうにしてまた明日の議決でどうなるかわかりませんが、それが出たかというのわからなくなります。これは議長に申し上げますが、後でつけていただいてですね、それを差しかえして議事録には載せていただきたいと思ひます。こ

のままでは載らないと。これは提案ですが、2回目の質疑は本来はこれではありませんので、それで先ほど村長から、ちょっと順序が違っていたんですが、本来ならば陳謝の後にですね、今の発言があつてしかるべきかと思います。私はそれはそれで理解しておりますが、もう1点、質疑を行いたいと思いますが、今回のいわゆる補償金額の決定について、再度提案をし、先ほどの陳謝がありました。その中で、コピーもなかったのですべて覚えているわけじゃないんですが、後半のほうにですね、道義的責任を感じて陳謝するという明確な陳謝の文章がありました。その中にですね、その後ろのほうでも、先ほどもありましたが、これまで2年余にわたる茸に対するいろいろな質疑の中で、議案からの提案等について真摯に受けとめてということで、それがあつた意味では責任の内容をここであらわしていると思います。直接、今回の金額の決定について関係がないかとは思われるんですが、ある意味でいつと第1茸からずっと続いてきた問題が、今、第2に来ているわけですので、私は前にもその提案をしたつもりですが、きのうの一般質問、きのうじゃないですね、その前ですか。先日の一般質問ですが、その中で同僚議員からも第1と第2の茸契約の同一性というのが何度か再三ありましたが、明確な答えがなかったというのがとても残念だと思っております。今回の陳謝の中にもそれが入るのかなと期待していたんですが、そういうのがですね、先ほどの答弁の中に、これまで議員が提案したことを真摯に受けとめて、これから改善をしていきたいというのは1つだと思うんです。道義的責任はそれも含むと思います。私はこの茸問題の解決というのは、村長のこの任期中にぜひ解決していただきたいと思います。その中には、やはり契約書の第1茸の契約書が入ってくるかと思っています。直接今回の和解案に関係はないかと思うんですが、できるならば再度、本日のこの議会内でですね、これについて言及できないものか、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

私が先ほど申し上げた本意は、この損失補償の問題を解決して、いろいろな行政課題がございますので、それにしっかりと取り組むことが村民に対する一つの責任であろうと、そういうことであります。そして、第1茸の契約の統一性ということにつきましては、一般質問でも申し上げましたように、いろいろのご指摘がございますので、それをしっかりと精査をして、今後しっかりと取り組んでいきたいということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 何度もこういう同じことは言いたくないんですが、あしたは議決ですので、それに、いわゆるこれまで臨時議会においては10名ですね、7対3というすごい大差で否決されたということで、今回、再度提案をしているわけです。議員もある意味では村民に対する説明がありますので、どのような判断でもって、あしたの議決になるかはこれから後の動きであるんです。私は1つのウィークポイントといいますか、ネックになるのがこの道義的責任の取り方だと思います。何もこれまで言ったとおり減棒とか、そういうことには触れないわけですが、せめて茸の契約に関してはですね、何らかの強い意思表示をいただけることがあしたの議決につながるんじゃないかと私は思います。同じことの繰り返しであります、その第1茸契約問題について再度の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

今、議員からご指摘のようにですね、この第1茸園のこの契約と第2茸園の契約が違うという中で、これは統一性を持たせるべきだということについては、私もそのように考えております。そういう中で、いろいろ努力もしてきたわけでありますが、なかなか前に進まない状況でございます。そういう中で、今回のこの損失補償の問題を解決して、そして今の契約の統一化を図ることについてはですね、いろいろなご指摘がございましたので、これをしっかりと精査をして、しっかりと取り組みたいということを決意を一般質問のときにも述べているつもりであります。舌足らずの面もあったかもしれませんが、これについてはしっかりと頑張っていきたい、このように決意をしているところであります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 10分ほど休憩します。(休憩時刻 午前10時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時57分)

日程第2.「議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 議案第54号、14ページ、歳入15款1目民生費国庫負担金の5節ですね。身体障害者福祉費負担金ですね。100万円の説明を求めます。

次に15ページ、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金。地域の元気臨時交付金1億2,428万6,000円ですね。

次、17ページ、16款県支出金、2節身体障害者福祉費負担金ですね。その説明。

それとですね、18ページ、16款2項民生費県補助金の4節、安心子ども基金事業補助金の子ども・子育て支援ですね、これの説明ですね。283万5,000円。

次、20ページ、17款財産収入、1節土地等売却収入、呉我山西アザナ原の342万2,455円の説明。

それと24ページ、22款村債、1目総務債ですね。1節総務費。沖縄振興特別推進交付金事業ですね、減の1,860万円の説明。以上、求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前11時05分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

14ページ、15款1項1目民生費国庫負担金の5節身体障害者福祉負担金3,100万円についてのご質疑にお答えいたします。この事業につきましてもはですね、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ業務を効果的に効率的に実施するための目的の事業でありまして、100万円につきましてもは補装具給付、障害者福祉サービスについては、各施設での給付事業のサービスの給付になります。歳出のほうで障害補装具給付につきましてもは、200万円計上してございますが、2分の1の国庫負担でございます。障害福祉サービスにつきましてもは、6,000万円歳出のほ

うで計上してございますが、2分の1の3,000万円の計上となっております。

続きまして17ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の2節身体障害者福祉費負担金につきましては、先ほどご説明しました事業の内容で、県負担分のそれぞれ4分の1の計上でございます。

続きまして18ページ、16款県支出金、2項県補助金の2目民生費県補助金の4節安心こども基金事業補助金の283万5,000円についてでございますけれども、これにつきましては平成27年度から、子ども・子育て支援新制度に向けての電子システムですね、村、県、国と同じフォーマットでどのような保育とかサービスができるかというような情報の連携構築のための予算でございます。これにつきましては、歳出のほうでも同額を計上してございますが10割の補助金ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 質疑にお答えします。

ちょっと飛びますけど、15ページをお願いします。15款2項1目のほうの地域元気臨時交付金1億2,428万6,000円ですが、内訳としましては、その中の1億1,807万円ですね、これは水道特別会計へ繰り出しして、水道特別会計で実施していく状況になっています。あと、残りの621万6,000円は歳出のほうの事務局費で車両購入費に、車両を購入して実施する内容となっています。

続きまして、また飛びますけど、めくっていただいて20ページです。財産収入のほうですね。土地売払収入呉我山西アザナ原の342万2,455円ですが、これは今婦仁アグーの豚舎を建設するところの土地の値段であります。それで、その値段は、要は条例に基づいて収入があったら積立金として歳出のほうの基金のほうに積む形となっています。

続きまして、また飛びますが、まためくっていただきまして、24ページです。村債のほうの沖縄振興特別推進交付金事業の村債ですね。その減の主な項目としましては、一番大きいのが総合運動公園機能強化事業の当時は起債を予定していましたが、申請をして起債の手続をする中で、事務の段階で適正事業とか非適正事業を申請の段階で査定していきますが、今回は事業自体が照明関係であるということで、非適正事業と判断されて、これが1,100万円の減ですね、大きな要因となっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、説明を求めたいと思います。障害者の補助金は県、国からということで、トータルでは4,650万円という形になりますけど、両方同じ事業なのかですね。見てみると両方同じでありますけど、県、国も別々ですけど、再度、これについて答弁を求めます。

次、呉我山ですね、これはアグーの建設の敷地だと思うんだけど、平米単価は幾らなのかですね。

24ページのマイナスの1,860万円については、今、説明を受けたんですけど、1,100万円の減ということでもありますけど、事業が次年度になるのか、別組替えなのかですね、予定した運動公園の整備云々の話がありましたけど、再度ですね、もう少し詳しい説明がありましたら求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 14ページの身体障害者福祉費負担金に関するご質疑でございますけれども、国庫支出金、それから17ページの民生費県負担金、それぞれ同じ事業でですね、国の補助負担が2分

の1、県の補助負担がですね4分の1、市町村が4分の1という事業になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 20ページの平米単価がどの程度かということだったと思いますので、1㎡当たり690円です。それと、めくっていただきまして24ページです。沖縄振興特別推進交付金事業の村債のほうの詳細ですが、先ほど話したように運動公園の事業自体に変更があったという話じゃないです。財源の置きかえですね。あと、村債の1つだけ言ったんですが、もっと項目がかなりありまして、その中で城跡の第3駐車場の工事に入札残が出てですね、この減でできたという分のものが600万円の予定が470万円になったということですね。あと、大きいものとしては、今帰仁城跡周辺環境整備事業、河川関係ですね。あれも当初予定していたものより残が出て、当初起債を予定していた1,230万円が見込みとして1,000万円になるということですね。それと、あと景観形成事業。こういったもの若干入札残が出て、960万円から690万円の減ですね。そういったものが主なものになっています。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳入について質疑をします。

18ページです。16款の県支出金の4目農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金の中に説明がありますが、青年就農給付金事業900万円の説明を求めます。同じ款の中の5目ですね、商工費県補助金に沖縄県緊急雇用創出事業補助金があります。1,085万3,000円。今帰仁村6次産業推進事業及びモリンガの先進的研究開発・商品化推進事業、この2つの説明。23ページ、諸収入の雑入ですね。雑入に太陽光発電売電料（リカリカワルミ）43万6,000円。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず18ページです。6款2項4目の1節農業費補助金の青年就農給付金事業、これは当初予算でも1,500万円ほど計上したんですけど、今年度で新しく就農する方への就農給付金事業です。事業的にはですね、新規に就農する方に就農支援ということで、原則、45歳未満の青年就農の方に限りまして、最長5カ年で年間150万円ということでございます。今回、補正で上げていますのは6人分ですね。6掛ける150万円です。今年、応募がありましたのが7名応募がありました。その中で審査をしましてですね、6名が就農ということですね、その審査の要点といいますのは、農業委員会初め、この地域でこれから就農して地域のリーダーになり得るような人ということで、審査もあります。それで7名の応募で6名がその審査に合格したということで、今回は追加で計上しております。あと、下の欄の5目の商工費の補助金もですね、緊急雇用創出事業の、まず上の今帰仁村6次産業推進事業ということで、今回、計上をしております。これは6次産業ということで、支援される箇所はいあいファームです。新規雇用が13人という雇用になっております。今回から農場レストランの開店とか、直売所や農業体験、手作り体験を支援するために13人の新たな雇用ということです。もう1点、下のモリンガの先進的研究開発・商品化推進事業ですね。これは前のモリンガということで、これは今、諸喜田農園が開発していますモリンガ茶とか、そういうものを今後いろいろな研究機関とタイアップしていこうという、商品開発ということで、2人の雇用でございます。

あと、23ページですね。23ページをお願いします。21款4項4目の雑入の中で、太陽光発電売電料ですね。これはリカリカワルミに今、設置をされております太陽光発電ですね。これを一たん村が収入ということで電力からもらいまして、その分を電気料ということで施設にお返しすると。歳出のほうでも出てくるんですけども、その分を返すと。その契約がですね、直接、このリカリカワルミとできてやればいいんですけど、制度上、施主との契約があつてですね、一たん村に入つてですね、それを返すというシステムにしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

18ページの青年就農給付金事業ですが、説明で45歳未満の7名の応募で6名が採用と。これは当初予算にもありまして、質疑もあつたんですが、1人落ちた理由はどうなのかですね。それから、7名全員は採用できなかったのかどうか。1人の金額もあると思います。どうして落ちたのか、年齢なのか、この辺についての補足ですね。

それから、商工費県補助金ですね。あいあいファームの6次産業13名、これは新たに採用ということになったのかどうか。今現在は何名いるのかですね、今回の13名。今までも何名かいたと思いますが、それプラスなのか。現在の雇用人員の数ですね。その下のモリンガの先進的研究開発については諸喜田農園ということで、これも当初にあつたのかな。いずれにしても旧今帰仁中にもたしかモリンガは同等があつたと思います。その緊急雇用創出事業については向こうのほうもあつたのかどうか、ここだけなのかですね。

23ページ、今、説明がありましたけど、太陽光発電売電については当初の設計の中にも入っていたのかなと思うんですが、この規模について、もし今データがあれば何kwなのか。そして、これは国の太陽光発電補助費というのがあるんですが、これを使っているのかどうかですね。できればその説明を。総発電量がどのぐらいで43万6,000円になっているのかですね。それと、補足があれば説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

18ページにあります青年就農給付金事業です。これは7名の応募で1名は残念ながら落しているということなんですけれども、実は単純に年齢が達しているからということじゃなくて、計画書を出してですね、そして各個人と面接があるんですよ。審査員は普及所とか農業委員含めて面接があつて、地域での担い手、リーダーとなり得るという項目があつてですね、その中でいろいろ聞き取りをしながら、この落ちた1名については、どうも就農の計画書づくりが、なかなか適正というか、その点数に足りなかったということでございます。

あと、緊急雇用のあいあいファームの今の職員数は18名で、新規に13名加えますと31名という。今後ですね。18名から31名になるということでございます。

あと、太陽光発電の件については建設をしました建設課長のほうから…。モリンガはですね、今、平成24年度にもありましたので4人新規にですね。今度、加えますと4人になるということですね。雇用です。それで、中学校跡のモリンガもあるんじゃないかということですけど、これは実は、この補助事業はインターネットで公募してしまつてですね、その中から手を挙げてくれないと、手を挙げて、実はこれは委託

事業という体裁をとっているんですけども、県の雇用労政課という商工労働部で、要するにヒアリングを受けて、そこで審査があってですね、パスをしないといけないんです。だから、自主的にある程度計画書を持ち込んでいかないと、その辺がないと、この事業採択ができないという、採択条件がありますので、それをご理解いただきたいと思います。太陽光には建設課長のほうからお願いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

23ページです。21款4項4目の2節の雑入の件ですが、太陽光発電売電の件ですが、これは規模の件ですが、1枚233Wの65枚設置していますので、15.145kwの売電になります。これは村のほうからですね電力のほうに申請して、その売電をしている状況にあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れです。

この設置については一括交付金をつかって、平成24年度に設置しております。今言われる電力の補助の件ですが、村のほうからの申請で、その電量を売電して、その収入として今、村のほうに入っている状況にありますので、この売電料についての補助についてはちょっと今、確認がとれていないです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

水産業補助金の青年就農給付金事業は理解しております。応募については、オーバーしたのが1人落ちたという、これはリーダーの資質の問題かなと思うんですが、それは理解しています。5目商工費県補助金の6次産業事業は31名と、村長にお尋ねしたいんですが、当初の学校跡利用の条件といいますか、もう3年を経過しているかと思えます。50名の雇用というのが当初あったと思えます。近づきつつあるかなとは思いますが、そういったのを念頭に入れて、あいあいとの話し合いもしているのかどうか。50名にはまだまだあと十何名と、20名近く足りないわけですね。そこに持っていくための努力というか指導というのは村長もあるのかどうか。湧川学校跡利用を区民としては雇用が一番あるという村長の説明でもって無償貸し付けになっています。そういったのは検証も必要かなと思うんです。そういったもの等を節目節目にそういう話をしているかと思えますが、その点は答弁を求めたいと思います。

それから、太陽光の件なんですが、今、国が非常に推進している太陽光補助事業、10kwを超してもですね、10kwからが全量買い取りと。平成24年といえばですね、単価でいえば48円ぐらいあったと思うんですよ。これを計算したらですね、43万円。これはまだ先ほどの中身をまだ聞いていないんですが、これは1年分なのか、それともこれは半年なのか、そのところを歳出でも出てくるんですが、何月からの分でこのぐらい出ているのかをですね、もし資料があれば。もっといくんじゃないかと思うんですよ、15kwもあればですね。普通は10kwで大体これぐらいです。1年でなければいいんですが、1年分としては少ないので、そこにデータがあれば。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

太陽光のですね、今ご指摘のとおり1年分じゃなくてですね、今の実績です。今、入ってきているのがこれだけ入ってきていると。また、これから3月までのが入ってきたら、また補正をすると。補正を上げて。ご指摘のとおり1年分ではないです。トータルということですね。ということで計上をしております。4月からですので、8カ月ぐらい。今、ざっといって8カ月ぐらいですね。1年分ではないと理解していただきたいと思います。また3月に精算されますので、そのときにトータルの金額が出ますので、ご理解よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

18ページの5目商工費県補助金の件でございますが、今帰仁村6次産業推進事業の件でございますが、これは旧湧川小学校跡地の件でございますが、これまでいろいろな改修を行ってきましたけれども、ほぼ改修が終わるという状況に来ております。その中で、これまでの雇用が18名で、今回は13名の雇用ということでの補助事業でございますが、定期的に伊志嶺社長とは会っております。と言いますのは、雇用の状況、それで今後の計画がどうなっているかということですね、毎月会おうかということなんですが、毎月会うことはできませんけど、そういう気持ちで定期的に、月に一遍ぐらいは意見交換をしようということで話し合いを持っております。そして、来年の早い時期にオープンということで、現在、ある意味ではレストランとかその他のものをやっておりますが、全面オープンができるような状況に来ておると思っております。先ほどありました50名ということですが、これは将来の計画でありますので、私としては今回で31名というのは、順調に進んでいるのではないかと考えております。そしてオープンをして、その中で、ある意味ではフル回転というか、当初はそれだけですが、将来に向けてのスタートとしてはいい状況じゃないかなと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入18ページの商工費県補助金、2節、モリンガの先進的研究開発・商品化推進事業の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時38分)

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

18ページのモリンガの先進的研究開発・商品化推進事業ということで、これは今後、薬草のモリンガを安定生産と技術向上を図るためにですね、そういう専門的な大学とか、そういう専門性の高い関連機関との先進的な研究を行うために今回、雇用をするということでございます。雇用については2名です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほどの11番議員には諸喜田モリンガと言っていましたね。しかし、特許はで

すね、どこが持っているかわかりますか、これ。今帰仁村の他の方がこれを持っているんですよ。特許。この会社はロート製薬と契約を結んでいるんですよ、琉大と研究をしながらですね。そういう会社に本当はあげるべきじゃないですか。私はそう思いますけど。それは先ほど11番議員が言った旧今帰仁中学校のところの会社なんですよ。そういうところにあげないで、特許も向こうが持っているんですよ。それで、今度の県産品の発表会でも賞をもらっているんですよ、向こうは。経済課長、わかりますか。わからなければ行って見たらいいですよ。ちゃんと登録して特許番号もありますよ。そしてロート製薬とも契約を結んでいる。たまに遊びに行くんですけどね、ちゃんと向こうにあります。特許を持っている会社にはあげてもいいかなと思うんですけど、今からあれをやっても、特許を持っているところには勝てないと思いますけど、どう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどもですね、ご説明しましたように、この事業自体の成り立ち、システムがですね、公募型といましてインターネットで、どうぞ手を挙げてくださいということなんですよ。だから、そこに応募していかないと入り口のところでだめになりますよね。そこをまた理解していただいてですね、今おっしゃるような企業も積極的に、そういう情報が別に偏った情報があるわけではないので、公にありますので、その辺も積極的に出ていただいて、また、こちらとも連携していただいてですね、であれば今おっしゃるような事業に対しての支援もできるかと思います。ただ、その支援自体も、支援をしたら県のほうでこれの審査委員会がありまして、そこを通っていくというシステムですので、その辺、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時43分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほど言ったとおり、こういうのは申込をやっても通らなかったと。課長までも行かないぐらいなんですよ、申し込みをやって。そういうことですので、やっぱりある程度、今帰仁に企業が来たら回ってですね、平等に回って、本当にやる気があるのかなのかを見てですね、こういう会社だったらあげてもいいなと。やっぱり足で情報をつかまえないと何もできないと思います。ただここにいるだけだったら、だれでもできます。行政というのはそうなんです、それがサービスなんですよ。だから、そういうことで経済課長、村長、たまにはですね、こういう今帰仁村6次産業をやりたいという方がたくさんいるわけです。そういうことで、やっぱり回ってですね、ああ、これは立派だと。6次産業を申請したらあげてもいいなという人がたくさんいると思いますよ。今帰仁のためにやりたいという、そういう方にもですね、やっぱり目配りをしてですね、緊急雇用対策事業のあれでできるならやってほしいなと考えるんですが、どうですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

村内に企業誘致というのは、私も非常に大賛成でですね、基本的に今帰仁村の6次産業、農業の中での

1次、2次、3次という、そういう中での6次産業を興すということは大事だと思っております。そして今、今婦仁中学校を借りている企業に対しても、期待をして貸しているわけでありまして。そして、先ほどありましたように、村内を回っているかということではありますが、私は村内の企業、農家回りというか、そういうのはやっております。先ほどのお話ではありますが、近々行ってですね、どういう状況なのか確認をしてきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 近々行くんじゃなくて、近々社長と一緒に来ることなんです。村長に会いにですね。以上で終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 ちょっと確認をしたいことがありますので質疑をしますが、先ほど11番議員が質疑をしたものと同様の18ページの青年就農給付金事業の件なんですけど、7名中1人がだめだったということで、その内容は計画書に問題があったということだったんですけども、計画書をうまい具合に書けるような指導とかですね、そういった協力体制というのはどうなっているのかなと思います。この仕事のない地域で一人でも多くの就農者がふえるということは、本当に村内でも喜ばしいことだと思うので、そういったところを加味して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

おっしゃるとおり、一人でも多く取り上げていかないといけないわけでございますけれども、計画書の作成自体は一度持ってきていただいて、担当も介したり、またJA、太陽の花とか、そういう経営に関しても一緒にやっております。ただ、この事業自体がですね、補助事業ですので、その審査の中で県とか農業委員会とか、そのマニュアルの中で点数をつけると、どうしてもそういうふうになってしまって、本当は7名だったら7名を通していきたいんですけど、そういう結果になっています。ただ、これは1回エントリーしてだめというわけじゃなくて、また次のエントリーもできますので、そういうふうに、今の6名の中でも前回にエントリーしたんだけど落ちた人も拾っている事例もありますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。決して、そのままだめと、永遠にだめというわけではなくて、その中でもう1回エントリーしていただければ、そういう点数の中できちんと拾えるのは拾えるということでもあります。ご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 歳入、18ページ。2項県補助金、1目の2節沖縄振興特別推進交付金352万9,000円の説明を求めます。

それと、先ほど来、質疑されているんですけども、4目の1節の中の青年就農給付金事業の質疑なんですけど、これは当初10名たしか予算が上がっていたと思うんですけども、今回は6名で、まだ残があるのかどうかとですね、それと追加募集をすることができるのかどうかとですね。それと、これは当初は10名ということで1,500万円組んであったんですけども、ときによっては20名もできるのかどうかとですね。

県に対する申請が。村長がさっき言っていたんですけれども、その中から質疑しますけれども、村が申請することによって県が決まるのか、それとも県から割り当てで来るのかですね。そこら辺、答弁を求めます。

それと、21ページの18款寄附金の中の1目一般寄附金。これはたしか、ふるさと納税だと思うんですけれども、225万円の内訳ですね。それと、下の2目の指定寄附金229万4,000円の地域活動拠点活性化事業、これはたしか、上運天の公民館の件なのかなと思うんですけれども、なぜこの229万4,000円が出てきたのかですね、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

例の青年就農給付金についてでございますけれども、当初予算では10名で、追加ですと6名の予算ということでございます。それも先ほども説明したように、ある程度の点数をとって、審査の中でですね点数をとっていただかないとということもあって、6名に申請しております。ただ、それが今のところ10名程度の新規で来ているんですけど、それが20名、30名というのがどんどんできるかというのは、確かに予算の県全体の枠もありますし、また、そういう点もございまして、ある程度、自由度があつてですね、わかるように当初で10名の1,500万円が補正でも6名上げて、900万円とれますので、ある程度の余裕はあろうかと思えます。ただそれが、ボリュームですね、ボリュームがどの程度かはまたあると思えますけど。大体、県内の新規就農者というのも把握されていると思えますので、例えば農大の卒業生が大体どれぐらい出るとか等々がですね、ある大枠はありますので、申請しても通らないということじゃないと思えますので、ぜひ申請していただいてですね、その辺は相談ができると思えますので、予算はそういうふうになっております。その予算自体も10分の10で150万円、国からのものが全くそのまま来ておりますので、その辺は村としてもですね対応費もないものですから、どんどん申請というか、そういうものは出していきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 先ほどの質疑にお答えいたします。

18ページ、16款2項1目のほうの沖縄振興特別推進交付金の352万9,000円の増の内容ですが、これまで今帰仁村での推進交付金を細かく事業を分けますと24項目ぐらいありまして、9月補正までにはほぼ予算化して、それから工事なんかもそれぞれ発注したりして入札残が出たりとか、そういったものの中の今回は組み替えの予算と合わせてトータル村が平成25年度に持っている基本枠の中の先ほどの村債のほうともちょっとダブるんですが、その中で適性上、村債が減になった分、若干、トータルで言えば若干、県補助金が増になったという形です。そのたくさんある項目の中で、この推進交付金の増になった一番大きいのが運動公園のほうのもので550万円の増になっています。減になっているところの大きいのが河川改修のほうですね、城跡のほうのほうです。あれが減で1,000万円程度の減になっています。あと増で大きいのが林業、例の危ない木の伐採ですね、あれは緊急に必要ということで調整しまして、そういったのが増になっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

21ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございますが、これについては今婦仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金8件で225万円となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

18款1項2目1節の地域活動拠点費指定寄附金なのですが、これは上運天区からの指定寄附金を受けていきます。それで、歳出のほうにも計上しているんですが、今回の建築工事については既に発注はやっているんですが、追加工事があるということで、屋根の上に赤瓦を乗せる費用と、あと仕上げユニット工事です、床下収納庫を入れるということで、工事の増の分についての上運天区の持ち分の金額になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 再質疑になりますけれども、18ページの青年就農給付金事業の件なんですけれども、これは就農をする青年だけじゃなくしてですね、その要綱の中に確かに就農のための就業の場合も該当していたと思うんですけれども、先ほどの説明では当初が10名で、追加で補正で6名ですから16名になるかと思うんですけれども、その中で、就農のための就業、勤めている方もいるかどうか。質疑いたします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

いわゆる青年就農給付金事業は、経営開始型、経営開始型というのが今やっていることで、市町村が実施します。あと、ご指摘の準備型、準備型というのは、これは県が実施します。いわゆる準備型の中で準備型は2カ年の給付ということであるんですけれども、例えば農業大学校で就農している方とか、先進農業法人で研修をしているとか、それは県営事業でやっております。その数字については今、手元にございませんけれども、これは県営事業で準備型というやつ。ご指摘のですね、就農の前の2カ年があるんですよ。そして、それは県が事業主体になりまして、あとは市町村は経営開始型と。これは5カ年もらえるということになっています。平成24年の途中からの補正で上げているものですから、この対象が平成20年度からの対象になっておりますので、対象には遡及して対処しておりますので、1年もらえる人とか半年ももらえる人等々がございます。そこまで拾ってやっております。そして、先ほども言いましたように、エントリーしてまた次計画書を直して、また次にエントリーできるというような体制がございます。ということで、制度はそういうふうになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この事業はたしか民主党が政権をとって、そのときに目玉商品みたいな形で出て、今回また自民党が政権をとった時点です、これは廃止にしていきたいということがあったと思うんですけれども、そこら辺が情報として入っているかどうか、確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご指摘のとおりですね、これは前政権の直接支払い制度という大きな枠の中の目玉の事業でございました。ご指摘のとおり、これもですね、現在の政権になりまして、いわゆる仕訳の対象になっているということで、もしかしたら5カ年間ではないかと。期限つきじゃないかという情報は県のほうからも受けております。そしてまた新聞紙上にも少し載っていましたが、ということで、そういう情報があります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 経済課長の答弁を聞きますと、恐らく今年で終わりになるんじゃないかなと思うんですけども、ただですね、農業を開始していく場合にですね、非常に当初から貯金があってやる人というのは非常に少ないんです。その中で農業者が非常に順調に伸びていくか伸びていかないかはですね、当初の借金にも非常によるわけですよ。そういう意味で、この支援事業というのは非常に大事なと思いますので、村長、ぜひですね、これは沖縄だけでも要望して残すような方法でですね、県には企画部長もいらっしゃいますので、ぜひ要請してですね、沖縄県だけ、できなければ今帰仁だけでもいいですよ、ぜひですね残すような方法で努力していただきたいと思います。それで、村長の思いをぜひ答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

私もこの青年就農給付金事業というのは、これはすばらしい事業だと思っております。非常に人気があるというのか、ですから、どんどんふえてきているんですよ。先ほど経済課長からもありましたけど、私はこれは、今の農業の状況、TPPを含めた状況の中では、これは廃止すべきものではないと考えております。そういう中で沖縄県、今帰仁村という前にですね、全国の制度が残るようにすべきだと考えております。そして万が一それができない場合には、県としてですね、一括交付金というすばらしい交付金事業もありますので、そういうことができるようにですね、今後、町村会でもいろいろな意見を出し合って要請していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後0時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後0時04分)

これで歳入の質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、歳出1款から4款までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳出30ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費の20節扶助費。市町村地域生活支援事業180万円の説明を求めます。

次に、36ページの4款衛生費、1項保健衛生費の11節需用費。葬斎場強風対策の説明とですね、13節委託料の火葬場自家用電気工作物保安管理6万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

30ページ、3款1項4目身体障害者福祉費の20節扶助費の市町村地域生活支援事業180万円についてお答えいたします。この事業につきましては、地域支援事業費としまして自動車改造費の扶助費が10万円です。それから、住宅改造費に100万円、利用料の新制度発足によって利用料が増になった関係で70万円の補正をしております。平成25年4月から難病等も含めて障害福祉サービス等の適用の対象になりますので、その辺で利用者の増が見込まれて補正しております。

次に36ページ、4款1項保健衛生費の中の4目環境衛生費の中の11節需用費の中で葬斎場強風対策についてのご質疑にお答えいたします。その件につきましては5万4,000円を計上してございますけれども、葬斎場含めて火葬場が北向きに位置していることと、高台にあって強風ですね、冬場は風が強いという関係で戸ががたがた揺れて、アルミサッシが傷みやすいという、そういった状況を改善するために補強をするということでの補正でございます。

あと1点、13節委託料につきましては、火葬場自家用電気工作物保安管理ですね、その件につきまして、急な停電時、一部地域での停電、火葬場周辺一部の停電の場合におきまして、自家用発電を運用するために、その保守、自家用発電と建物との電源とをつなぐための定時の定期点検N I電気管理事務所、電気保安関係の会社に委託をするということでの半年分の補正です。10月から3月までの補正となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、質疑をしたいと思います。

30ページのは何名なのかですね。新しく適用する方はですね。それとですね、36ページの葬斎場強風対策、これはいいことだと思っております。できたらですね、葬斎場入り口にトタン屋根があってですね、中との隙間、両サイドに柱があってですね、アルミサッシの両方から雨や風が大変なんですよね。一番目に並んでいる人はですね。中に入ったらいいんですけど、外にトタンをしてシャッターをしていますよ、両サイド。この最初のアルミドアとの入り口は両サイドは1 mぐらい、約2 m弱ぐらいかな、要するに開いているわけです。風も雨もぼんぼん来るわけ。こっちまで来たらシャッターか何か対策できないでしょうか。ぜひ予算を組むんだったら、アルミの入り口の云々じゃなくして、両サイドの強風対策も入れるべきじゃないかと思っております。要するにこれも今年できなければ、いろいろな方が言うんですよね。雨降りに並んで強風の北風のときは、あいなが両サイド開いているものだから、ぼんぼん来ますので、今後はどうしていくのか、それとも関連します。この前、火葬場の管理者が亡くなりまして、今後ですね。葬斎場の管理云々はどんなふうに進めていくのか、今のおり（有）沖縄ジッポウ工業でそのままいくのか、また新たに今帰仁村から選定して今までどおりやっていくのかどうかですね、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時38分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 管理者が亡くなりまして、今後どういう方向に進めていくのか、質疑をいたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

地域支援事業費は何名ほどかということにつきましてはですね、現在、平成25年度の見込み数としましてですね、概数でお答えさせていただきたいと思います。その事業につきましては多岐にわたる事業がございます、障害者相談支援事業とかがありまして、その関係がですね、障害者の多くの方々ということで、実利用者が55名です。あと、成年後見人制度事業におきましては現在お1人、それからコミュニケーション支援事業ですか、それもお1人。あと手話通訳者のご利用とかがありまして4名、それから筆記用具、派遣等々の事業が3名とかあります。また、日常生活用具給付につきましては156件とか、個別には相談事業の方、障害者手帳をお持ちの方々500名ほどがほぼ対象かなと、今、手元にある計画書のほうに持っている資料です。今後、またさらなる利用とかですね、ふえる可能性もあるということでございます。

36ページの葬斎場強風対策等に伴う関連の質疑についてですけれども、入口のほうのところは今シャッターをやって、北西の風等を防げるようになってきているかなと思うんですけれども、強風時ですね、今ご指摘のところについては再度確認しまして、参列者含めて迷惑をかけないように確認して整備を順次やっていきたいと考えております。あと、火葬場の委託につきましては、今はジッポウ工業さんと長期契約の役務委託をしている関係で、5年結んでおりますが、今は2カ年経過したところです。あと3年ほどはジッポウ工業さんとの契約になるということになっております。契約の中身におきまして、本契約はジッポウさんでございますけれども、あと補助の使用される方を村内から求めて、どうしてもいない場合については他町村からもということになっておりますので、今現在は名護市からの方が常時、今婦仁の担当ということで来ているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 32ページ、3款2項1目の13節の委託料。子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査業務の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

32ページ、3款民生費、2項児童福祉費の中の1目児童福祉総務費の13節委託料。子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査業務についてですが、236万2,500円計上してございますけれども、その調査につきましては1月に対象は0歳から5歳児、平成22年度の国調で500名、正確な数字はあれですけれども510名前後いらっしゃいます。その世帯ごとの調査をしますので、その世帯で子どもお1人の方もいらっしゃれば、0歳から3歳まで複数いらっしゃる方もいるかと思えます。この0歳から5歳までいらっしゃる家庭を中心に、今婦仁村の子育てのあり方、それから子育て支援のあり方について、どのようなサービスが必要か、どのように子育て世代で考えているかということ把握しまして、平成27年度から始まる子育て支援新制度に向けてですね、今婦仁村の子育て支援事業の新しい計画をつくる予定にしています。本年度におけます、この調査におきましては、調査と解析のみの調査ということになっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 0歳児から5歳児までの各家庭を対象に調査をすると。500軒ぐらいの家庭にこの調査票が回るということであると思うんですけども、今帰仁村の子育てに対してのニーズ調査だと理解していますけれども、平成27年からの計画策定に向けての基礎調査という形での調査の方法だと思いますけれども、この子育て支援、今帰仁村は教育立村を目指している今帰仁村の子育て支援、いろいろな面から一般質問にも出ていました、住みよい村づくりという形での住宅ニーズ、働く場所、いろいろな面での調査の項目が取り入れられるのかどうか、再度質疑をいたします。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えします。

子育て世代の多様な要望等についてですね、こたえられるのかという内容の調査であるかということでございますけれども、子供を産む前からですね、それから、子供を産んで保育所、それから教育面の支援とか、ファミリーサポートの事業とかですね、そういった保育行政と幼児教育を含めた、それと妊産婦等の支援等を含めての調査の内容になっています。結構、ページ数も23ページと結構、32問にわたる多岐の全国的な標準の調査になっておりまして、それを1月いっぱい調査をしまして分析・解析をするということになっております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 再度、質疑をします。

これは32項目の質問項目があるということですけども、これは全国的なものですか。それと、今帰仁村単独でやっている事業に対しての理解度を求めるのかですね、そこら辺、要望を書く欄というのか、結局、質問事項の中で選択するような形なのか。再度、質疑をします。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** 村独自の調査項目も取り入れた形の調査の内容ですかというご質疑ですけども、この調査につきましては幼稚園の主幹の学校教育課、福祉保健課担当が少し中身を精査したところ、新しいのは入れにくいんじゃないかと、新システムのフォーマットが全国一律でまた集計されますので、ある面、国の子育て事業に待機児童解消加速化プランとかいろいろございましたけれども、その辺の絡みがありましてですね、統一したフォーマットでの調査になっております。その中で、村の独自なものについてはですね、その他で個人で要望等が記入できるような内容にもなっております。

あと1点は、前の次世代子育て支援事業計画がございましたけれども、この事業が平成26年で終了します。その成果等を踏まえた形で新しい子育て支援計画を、今帰仁のものをつくり上げるということになっております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ただいまの5番 與那嶺篤哉議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** せっかく、これだけのお金をかけて調査をするわけですから、今帰仁村の子育て支援に対して、どのような形で計画にも生かされるような形で、そのアンケートも実施していただきたいことを要望します。それと、そのアンケート票を後でいただけますか。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** 今回のアンケート調査の結果につきましてはですね、集計後、次年度の子育て計画地域の方々、それから実際に保育所、幼稚園を運営されているの方々、それと行政、それと専門的な知識を持っているの方々を入れての子育て会議に近い要綱、次代の今帰仁村の保育所、幼稚園のあり方検討委員会のほうでありますので、その中で地域の意見も酌み取りながら、今帰仁らしい子育ての事業計画ができるように努めてまいりたいと考えております。あと、この資料の提供については、まだ調査票のイメージという段階で県のほうからももらっておりますので、その内容でよければコピーを差し上げたいと思います。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** これで質疑を終わります。

次に、歳出6款から10款までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ **1番 與儀常次君** 46ページ、8款土木費、3項河川費の15節、17節今帰仁城跡周辺環境整備事業ですが、説明を求めます。

53ページ、10款2項1目学校管理費の18節備品購入費ですが、生徒用机・椅子の説明を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまのご質疑についてお答えいたします。

46ページ、8款3項2目河川改良費。15節の工事請負費、今帰仁城跡周辺環境整備事業なんですけど、減の310万円にしているんですけど、これは一括交付金で今泊の港川の河川の改修に充てているもので、今回、工事量の減ということで310万円は減にしております。それから17節の公有財産購入費の減の700万円についてですが、これも用地の購入のもので、筆数が当初は25筆ぐらい当初は購入予定で計上していましたが、今回は18筆の購入ということで、これも用地の買い上げの減ということで700万円の減の予算計上になっております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 学校教育課長。

○ **学校教育課長 田港朝津君** ただいまのご質疑にお答えします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の18節備品購入費の生徒用机・椅子の180万円でございますが、こちらのほうは中学校のほうに来年の新入生向けに当該予算で新入生用の机・いすを整備をして、春休み期間に一気に入れかえるという予定をしております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 1番。

○ **1番 與儀常次君** 今の課長の説明で大体わかりました。これは1年生だけの机・いすという形になりますか。

○ **議長 久田浩也君** 学校教育課長。

○ **学校教育課長 田港朝津君** ただいまのご質疑にお答えします。

昨年度から各学年ごとにということで整備をしてきておりますので、今年も中学生向けに新1年生用に整備をしていくという予定をしております。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑はありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 51ページです。10款教育費、2項小学校費の2目教育振興費の中の4節と7節の関連。この4節、7節の説明を求めます。

それと53ページ、これも同じ10款、これは3項中学校費ですね。これの2目教育振興費の4節、7節の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

51ページの10款2項2目4節共済費と7節賃金でございますが、まず賃金のほうにつきまして説明をさせていただきます。賃金のほうは当初、いわゆる一括交付金を利用した学習支援に対する補助内でございます。そちらのほうの予算項目として3月末までの分を予定しての増額の補正としております。それから、4節の共済費につきましては、当初、共済費のほうは交付金事業には該当できないという見解でしたが、調整の上、交付金事業で対応できるということで、新たに計上させていただいております。小学校費の賃金については10名分になっております。

続いて53ページです。中学校費の中の2目教育振興費の4節共済費、そちらも先ほどと同じようにですね、学習支援員に対する交付金事業で3月までを見込んだ賃金の増額部分と、それと同じように共済費を交付金事業に充てるための新たな支出予算でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 今の説明でいくと、最初は調査費は認めないということで計上していないということで理解してよろしいですか、小学校、中学校ですね。小学校費は10名ということなんですが、中学校は何名が対象なんですか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

中学校の学習支援者は1名が該当しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出43ページです。7款の商工費について。2目の観光振興費、19節負担金、補助及び交付金531万円ですが、まず、グスク桜まつりが336万2,000円です。これは毎年のことだと思っておりますが、時期とか内容ですね。それから、その下の古宇利島ハーフマラソン、これも同じように内容、参加費、参加概要というか、これからの計画ですね。歳出でも歳入でも出たんですが、リカリカワルミですね、これは内容については歳入で確認したんですが、この余剰金の名目なんですが、太陽光発電余剰金となっていますね。これは歳入では売電となっていました。売電という条件では大分違うと思いますので、その説明を求めていきたいと思っております。

それから49ページの10款教育費ですね、2目の事務局費の18節の備品購入費ですね。車両購入費が647万2,000円となっています。この用途ですね。どういう車種で何に使うのか。それと、この予算の措置について、朝の総務課主幹の説明がありました。これは、いわゆる地域元気臨時交付金の中の一部だという説明がありました。一部は1,000万円余りの繰出金と621万6,000円の残りがこれだと聞いたんですが、今回の金額に差が出ています。25万6,000円、この予算措置のあり方について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

43ページの負担金、補助及び交付金の観光力基盤強化事業ということで、これは一括交付金を利用してグスク桜まつりとハーフマラソンに手当をするということで、今回、グスク桜まつりのほうではテント、いすとかを、この増額のほうで手当していくということです。開催時期は例年どおり1月18日から2月6日程度までの予定にしております。あと、ハーフマラソンの予算は、これも一括交付金事業を利用して、これもテント等を購入する、ハーフマラソンで使うテントですね、今までは足りなくて、各字から借りていたりするものですから、その辺のテントの購入を予定しております。あと、開催式は4月19日です。平成26年4月19日、土曜日。ご質疑にありました参加料は4,500円ということでありました。あと、もう1点のリカリカワルミの太陽光発電の余剰金、これは余剰金という名称のあり方というんですけれども、これが予算組みの中で歳入は売電。歳入の単なる名称なんですけど、売電ということで歳入で受けてですね、発電の余剰金ということで補助をするということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時06分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

49ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の18節備品購入費に計上しております車両購入費の647万2,000円の購入予定なんですけど、そちらのほうはバス、いわゆるマイクロバスを購入予定しております。定員が26名乗りを今予定しております。その予算の647万2,000円なんですけど、午前中の質疑の中にありました地域の元気臨時交付金事業を充てておりまして、その補助対象経費として621万6,000円がございまして、そのうち村単独費が25万6,000円で合計647万2,000円になっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時07分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 マイクロバスの用途なんですけど、村内、もちろん公用でも使われますし、村内各種団体ですね、子ども会、青年会、それから各種学校で行われている部活動の子供たち、各字の老人会、婦人会も含めてなんですけど、各種団体が使用するマイクロバスです。役場に1台と、今は教育委員会に1台ございまして、新たに教育委員会のバスのほうが古くなってきておりますので、その入れかえを考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再度、質疑を行いたいと思います。

43ページ、商工費ですが、まず桜まつりの件なんですけど、これは説明を聞きました。今までどおりということで1月18日からということで、もうすぐ目の前なので、これは予定どおりだと思います。これには

あらわれていないんですが、この予算の中に中学生とかがやっているロウソクがありますね。あれも入っているかどうか。完全にボランティアで中学生がロウソクを立てるのがありますね。その予算なども入っているかどうかということ。それと、ハーフマラソンの件なんですけど、これもちょっと名前のことを言っているわけですが、マジックアワーRUNと言ったのが今度はかわったのかどうか。この名称は大切だと思いますので、今まではマジックアワーRUNとして売り出していたので、今度は名前がハーフマラソンになるのか。あれはハーフマラソンだけじゃないですよ、11kmもあるし。それと、内容についてなんですけど、先ほど聞いたのは内容なので、4,500円ということは500円安くなっていますね。その安くなった理由とか。それと、第4回目だと思いますが、実質は3回として、これまでの運営のあり方も大分変わってきていると聞きました。前に新聞にも出ておりましたのでね、記者会見。いろいろこれまでの3回を振り返ってまたいろいろ新しくと思っています。それと、運営会社は大分これまでやっていた人の名前をちょっと忘れたんですが、何とか言うツーリズムというのがあったんですね。それもかかわっているのかどうかですね。説明の1回目のもので出てくるかと思ったんですが出てこなかったの、今までかかわっていないとしたらですね、役場のかかわりはどのぐらいになるのか。運営は大丈夫なのかですね。これは今まで以上に役場がかかわらなければならなくなると思います。これまでには運営会社がある程度、道路の例えば占有許可とか、そういったのもやっていたと思います。それを役場が中心になってやるのかですね。いろいろ大変なところもあると思いますが、その説明をもっと詳しくですね。そして、このワルミの件ですが、課長にちょっと確認したかったのは、名称の違いというのは、歳入でやったときに歳入には「売電」となっていました。あれは全量買い取りの場合に「売電」と言うわけですね。要するに入ってきたものの全部が収入となるんです。ここに書いてある「余剰」というのは、使ったものの残りを買うんです。これは名前の違いではなくて、全然意味が違うんです。そして出力の違いも違いますのでね、10kw以下は売電はできないわけです。今これは15kwというふうに朝、説明がありましたので、だから、15kwを過ぎると太陽光で発電した料金はすべて入ってくるんです、一切使わないで。ところが、ここの説明にある「余剰金」となると、向こうで消費した分は一たん払って、残りが入ってくるんです。歳入と歳出で見ると、これは43万6,000円でぴったり合っていますから、これは余剰じゃないと思います。これは公文書ですから、この書き方は間違っているんですね。これは直すべきだと思います。これは再度、答弁を求めます。

それから、後ろのほうの49ページです。647万2,000円というのは課長から説明がありました。この総務課主幹から朝ありましたね。地域の元気臨時交付金1億2,428万6,000円、これは2つに分かれていますよね。1つは水道の繰出金で1億85万3,000円、これは違うな。これは水道が繰出しでした。残りの621万6,000円なんですね。きのうからこれを見ていて、どこに行っているのかなと思ったら、きょうは説明があったので、これが車両購入費ということで、これは理解しました。しかしこれは、引いてみたら25万6,000円の差額が出ていたんで、これは課長の説明で持ち分だということで理解しています。ということは、何割が持ち分なのかですね、この説明を。25万6,000円ですから5%というのかな、そのぐらいになるのかなと思うんですが、これがあるのかどうか。総務費としてですね、これは総務費の国庫補助金として出ています。教育費の備品購入に充てていいものかどうかというのがありますので、これを説明してください。補助金の使い道というのは、当然どこに幾ら使うというのは確定されていると思いますので、流

用しているのか。あるいは、これは当然使っていいべきものなのかということで、総務課主幹の説明は理解しましたので答弁はそれでよろしいです。今の割合ですね。使い方としてはこれでいいのかどうかということと、バスは新たに今あるものをかえるんじゃないなくて、新しくふえると理解していいかです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時31分)

議事日程第2. 議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算、歳出について字句の訂正の申し出がございますので、訂正をさせたいと思っております。副村長。

○ 副村長 大城清紀君 43ページをお願いいたします。字句の訂正をお願いしたいと思います。歳出7款商工費、1項商工費、2目観光振興費の19節負担金、補助及び交付金のリカリカワルミ太陽光発電余剰金補助金の「余剰金」の3文字の削除をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時32分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時33分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 質疑にお答えします。

43ページの桜まつりの件ですけれども、今回の補正には青年会が実施しているロウソク云々というのは、当初の予算に含まれていますので、今回は先ほど申し上げましたテントとかですね、机・腰掛、そういう今まで各字から借りたりしているものを、きちんと桜まつりの実行委員会で管理するという事です。あと、古宇利島ハーフマラソンについてですけれども、正式名称は今回第4回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村という名称でやっております。説明の中で古宇利島ハーフマラソンとありますものは、第1回目、創立以来ですね、古宇利島ハーフマラソン実行委員会ということで、実行委員会を立ち上げて、名称と言うんですか、名称を決めてきたという経緯がございます、そのまま継続して使っています。含まれているという考えでいいと思います。あと、今回、参加料が500円安くなって4,500円ということで、その内容としましてはクーポン券の500円をなくしたと。クーポン券についてはさまざまな反省等がございます、各選手の意思に任せたほうがいいという意見が多数ありまして、500円を削りまして参加しやすくしているような状況でございます。あと、執行体制ということのご質疑ございましたけれども、その中で事務局としては前回までも今帰仁村とタイムスとで担っていたわけですけれども、その事務局の中のレースディレクターという位置づけですね。スポーツツーリズムという会社が担ってございました。それについては、実行委員会等々の中でもいろいろ事務局体制について指摘がございまして、今回からは村と沖縄タイムスということになって、レースディレクターの担当というか、そこはタイムスが担っております。タイムスとしましては、これまでもいろいろなイベントをこなしてきていますので、その辺については特に支障はないものということで、今回から事務局体制、推進体制を変更しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 先ほどのご質疑にお答えします。

現、教育委員会で管理するマイクロバスにつきましては、今年度も車検整備料が計上されておまして、

今すぐ使えなくなる状況ではないものですから、新たに購入のマイクロバスと現所有バスの2台の運用を1年間見定めて、稼働率をこの1年間様子を見てですね廃棄するか、継続するかを判断したいと思っています。特に、村内の子供たちの活躍がすばらしく、毎週、試合やその大会に活用されているわけなんですけど、いつも前もって予約がとられていて、利用できないというお話も聞きますので、その利用率・稼働率も勘案しながらですね、1年間様子を見たいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時39分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 答弁漏れがございました。

バス購入費の事業を申請していいのかということだと思っておりますが、地域の元気臨時交付金につきましては、財政のほうから予算枠を調整していただきまして、バス購入費に充当できるということで県を通じて国のほうまで申請が上げられて、12月上旬に内示をいただいておりますので、その事業計画については十分国の了解をいただいているので、今回、予算計上をしておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時40分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 答弁漏れがございました。

先ほどの説明の中の25万6,000円につきましては、交付金のうちの約4%に当たります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時42分)

総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 地域の元気臨時交付金についてですが、これは日本経済再生に向けた緊急対策会議、要するに平成25年1月11日に閣議決定されたということです。そのものは、そこで言う緊急経済対策というのは追加される公共投資の地方負担分が大規模で、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金実施計画書と、この実計に基づいて事業に要する経費に対し、国が交付金を交付することによって地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的としているという要綱ですね。対象事業はどうかとすれば、この要綱によりますと平成24年補正予算(第1号)に計上された事業。さらに、地方単独事業ですね、公共あるいは投資的経費に使うもの。そういったものを調査ものが来てですね、それに基づいて、全般にわたっていたので総務課のほど取りまとめをして申請をして、国のほうに認められたということです。だから、今言うバスを購入しても大丈夫ということです。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 私の頭では理解できないのがいっぱいあったんですが、ちょっと整理をしていきたいと思うんですが、43ページのグスク桜まつりについては当初予算の関係があるということで確認しました。そして、ハーフマラソンは今までどおりで、今回は第4回ということで理解していますが、タイ

ムスと役場だけでやるということでは聞いています。そうすると、タイムスは補助金が出て、資金面だと私は理解していたんですが、今回は人為的にも出してもらえるとということで考えていいわけですよね。このマラソンというのは、結局、人海戦術というぐらい人を使わなければできないわけですから、今までのツーリズムがやっていた部分をタイムスさんと皆さんでやるということで、支障はないということで理解していいのかどうかですね。今はタイムスと両方でやると。タイムスからはお金以外は出すということでもいいわけでしょうか。各ポイントで人が立っていない部分ならない部分もいっぱいありますし、警察とか道路行政との折衝もありますので、その意味で役場の負担もかなりふえているだろうということで今、やっているんですが、それは大丈夫なのか。そここのところの説明はまだなかったんで、そこをもう一度。

ワルミの件では、議長のお計らいでわざわざ訂正、ここでやってもよかったんですが、わざわざやってきたというのは今後のためにもなるかと思えます。それと関連するんですがね、この節のあり方をですね、ちょっとこれは議会から外れるということで、今回みたいに例えば地域の元気臨時交付金というのが今の歳入に出ていて説明がありまして、金額の幾らはどこにということで、1つは繰出金はありました。でも、このバスの部分はですね、何も書いていないものですから、探したって、これから我々、審議をする側としてはどこに行ったのかわからないわけですよ。ですから歳入にある、いわゆる費目として名前のある部分は歳入歳出は一致しないといけないわけですから、その部分をわかりやすく書いてもらいたいと、特に大きい金額は。それから主幹が先ほど説明したもので特にわかりにくいのは、平成24年度の当初予算にあって頑張った部分に行くということで、水道の繰り出しはよく理解できました。今のバスの件は当初からあったわけですか、647万2,000円は当初にはなかったと思うんですがね。それも元気に入ったという今の説明なんで、それでいいのかどうか。そうすると、例えば今回は繰出金の余り、余りと言ったら何ですが、2つに分けていますから。総務国庫補助金ですか、これについては、どんなものにも使えると理解していいのか、私にもわかりやすいように説明をしてもらいたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今のご質疑の中で、このマラソンについての推進体制という質疑だったと思いますけれども、タイムスからもですね、第3回含めて当日は20名弱は動員をしています。第3回も含めてですね、前回も。また、販売店も含めてですね。人的支援は受けております。また、今、道路使用許可とか警察への表敬等々を含めてタイムスがディレクターとしての役割がなされて、村長初め表敬も終わっております。警察への表敬ですね、道路使用許可に向けての。そういうことがございまして、その前にスポーツツーリズムが受けておりました選手受付についても、タイムスがいつも那覇マラソン等で使っていますアイサムという会社がございまして、そこはもう受付が始まっているんです。等々ございまして、今のところ円滑に進んでおります。また、加えて村の経済課にも専従で1人置いてですね、これに対応させるように。これから12月に入って那覇マラソンが終わった翌々日だったか、もう募集は始まっていますので、これに対応していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時49分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時50分)

総務課主幹。

- 総務課主幹 當山清巳君 質疑がありましたので説明をいたします。

補助事業が云々という話ではなくてですね、一次補正で繰り越しをしてかなり公共投資をやったところの事業量を国のほうが調べて、国庫補助事業でもその分、単費を使いますよね。100%補助はないですから。それを、地方負担分を集計かけて、その額に見合った分を各地方団体に要するに交付するというのが、この地域の元気臨時交付金です。今言うどの程度配分するかというのを決める資料が国の補正の1号でやった事業から集計をして算定されているということです。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時53分)

ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 どうも質疑者の不手際で長くしたか、あるいは答弁者の不手際なのかちょっとよくわかりませんが、長引いてしまったんですが理解はしています。それですね、43ページの例のハーフマラソンについては、今の課長の説明で十分理解しました。来年は今年と同じ人数体制だと理解していいですね、役場の職員の対応は。今、タイムスの販売店とかも出ていたので、それも理解しています。そのほうがですね、とてもわかりにくかったので、今までのツーリズムの部分は全部こっちから出るんじゃないかということがありましたので、今、理解しました。それはそれで頑張っていたきたいと思います。それから、主幹にもひとつ、もう少し中学生にもわかるような説明を、これからは心がけていただきたいということで終わります。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時54分)

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時02分)

ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 43ページ、商工費の今帰仁グスク桜まつりのときにですね、階段にろうそくを並べますよね。それについてなんですけど、ろうそくは気をつけないとですね、東京都で、田舎でもそうですね、よく火事があるんですよ。この前もテレビでやっていましたけど寺が焼けて、カラスが持って行ってですね。こういう対策まで考えていますか。このろうそくを取ってですね、持って行って、カラスがですね。あまり持ちすぎて途中で落として火事になったという、こういう対策を考えたことはありますか。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時04分)

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時04分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そして57ページの教育費の13節委託料。村総合運動公園施設機能強化事業80万円と下の15節工事請負費80万円の減となっていますけど、どういうあれなのかお伺いします。

- 議長 久田浩也君 経済課長。

- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

43ページの今帰仁グスク桜まつりの燈籠の件で、階段等に灯籠があって、この中にろうそくでやっていますが、火災対策というご質疑でしたけど、現在までのところは特に火災とか、そういう事例はございませんけれども、対策としましては見回りですね。見回りはよくやっているつもりなんです。なぜかと言いますと、ガスのたいまつもありますものですから、そういうものもございまして、その辺は気をつけているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

57ページです。10款6項1目の13節と15節です。一括交付金事業でございまして、15節の工事請負費80万円減はですね、入札残で80万円が出ております。それで組み替えて委託に回そうと。次年度以降の計画の委託で80万円を回してあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 灯籠の件はですね、気をつけているというんですけど、気をつけていないから質疑をしているんですよ。カラスたちは物珍しいものは取って持っていくんですよ。口にくわえるだけ。それで疲れたらほとんど落としてですね、火事が起こるんですよ。だから、その対策はできるかできないかと言っているんです。これは簡単にできると思います、これは。対策は。今はないからいいんですけど、万が一あった場合はどうしますかと聞いているんです。本当に考えないと、将来的には山火事も起こる可能性も十分あるということで聞いているわけです。この前、東京都で寺が火事になっていましたでしょう。民家も火事になったところがあるでしょう。ろうそくで、カラスがくわえて落として。これは笑い話じゃなくて、本当にあった例ですからね。犯人を捕まえてみたらカラスだったと。だから害鳥だと言われていると。対策を今後やる気あるかないかです。

そして13節の委託料は一括交付金ですよ、何で取れるんじゃないですか、こうやって。だから、直そうと思えば取れるわけでしょう。これは一括交付金でしょう、80万円というのは。だから、集めてくれば一括交付金で取れるという、これで証明できたわけでしょう。今までは「ないない」と言いながらですね、一括交付金とちゃんと言っていましたよね、答弁で。だから、もっと取ってやる気があるのかないのかです、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

43ページのグスク桜まつりにおける灯籠ですね、ろうそくでやっている灯籠についての防火対策という件ですけど、どういった方法があるのかですね、今、ご提案のふたをやったらいいか、そうすると、今一番あれなのは、風が強いものですから、よく消えたりしたりするところもあるんです。それでまたつけ直したりやっている部分があるものですから、その辺ですね、対策については青年会が中心にやっていますので、青年会長にも今の件は伝えてですね、どういった方法があるのか検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

57ページですけれども、この今回の工事費はですねサブグラウンドの照明施設ですね。あと、ホッケー場の照明施設の両方の電気関係を工事して、この入札残でございますけれども、それをこの修繕委託費のほうに組み替えをしているんですけれども、今、議員おっしゃったとおりですね、私は十分にやる気があります。運動公園を本当に村民のためによくしたいなという思いは持っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 灯籠の件はですね、金網でこうやってやればですね、すぐにできるんですよ。わからなかったら僕のところに来てください。僕が指導するので。簡単ですよ。これ。それで社会教育課長、やる気満々と言うんですが、満々はいいですよ、早目にやるかやらないかなんですよ。満々はだれでもあります。早目にやるかやらないかなんですよ、そうでしょう。だから、一括交付金があればですね、どこからでもいいから取ってきて、早目にやるのがやる気満々で、議員に言われる前にですね、僕はそうだと思いますけど、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今、桜まつりの灯籠の防火対策について提案がございましたので、金網で覆うという手も青年会長にも伝えながら、ぜひ見に行ってみたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この一括交付金ですね、やはり村全体の総枠がございましてですね、私は運動公園ですね、一昨日の一般質問の中でも事業計画を答弁したんですけれども、次年度はテニスコートということですけど、一般財源を最小限に抑えて、やはり国、県の補助を最大限に活用してですね、整備をしていきたいと思っております。本当に早目にですね、できるところは対処していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 40ページ、6款2項林業費、2目林業振興費の15節です。バンガロー機能強化整備事業、マイナスの531万6,000円。これの説明を求めます。

それと56ページ、10款教育費、6目グスク交流センター等費の中の15節工事請負費。今帰仁城跡第3駐車場舗装等工事のマイナス681万円。

それと、先ほど8番議員の質疑の中にもあったんですけれども、57ページの10款教育費、1目13節委託料。これは先ほど入札残からの入れかえだと言っていたんですけど、その委託料は何の委託料なのか、以上、3点について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

40ページの6款2項2目林業振興費の工事請負費です。これはバンガロー機能強化整備事業と銘打っておりますけれども、これは平成24年、平成25年とかけて一括交付金を利用してバンガローそのものの塗装とか、遊歩道の整備でございました。今回は工事請負費として、当初バンガロー機能強化整備事業の中で遊歩道整備ということで、1,665万6,000円ですか、当初、予算組みをしておりました。当初の予算組みと

しましては、概算のメートル当たりの単価でとっておりました。あと、実施設計を行いまして、その中で実施設計を組んで入札等々をかけていた中で、531万6,000円の減ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

56ページですけれども、6目の15節工事請負費680万円の減でありますけれども、これは今帰仁城跡の第3駐車場、下に下がっているところでありますけれども、これは一括交付金事業でやっております。これはですね、これが主に減になったのはですね、入札残とですね。当初、工種の事業量の減ということですから。次年度の委託料いくらになりますかということで80万円出ますということでありまして。これは次年度の事業の委託費ですね。次年度はテニスコートとフェンスがどれだけできるかということでありまして。フェンスも含めて委託をかけたいということで80万円振りかえております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時18分)

2番。

○ 2番 石川清友君 40ページの件なんですけれども、工事請負費、これは当初は1,600万円組んでですね、531万6,000円の入札残といいますと、約3分の1になると思うんですけれども、こんな予算の組み方といいますか、これは事業の縮小をしたんですか、それとも当初はやりたいということで全部、実施設計をさせたんですけども、これだけ入札残になったのかですね、説明を求めます。

56ページの15節の681万円の入札残ですね。これは当初予算は幾らだったのかですね、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

56ページの15節工事請負費でございますけれども、当初の予算はですね、2,676万円になっております。681万円の減ですので、予算額としては1,995万円になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

40ページのバンガロー機能強化整備事業、当初は1,665万6,000円でございますまして、今回減になりましたのが531万6,000円。実施したのが1,104万3,000円です。これが実施されております。その主な原因としましては、当初は予算組みをする場合に、概算でメーター数でとっておりました。あと実施設計に移りまして、この遊歩道の例えば階段を精査しましたところ、あまり急峻なところは林業事務所とも相談してですね、そこは入れないほうがいいんじゃないか等々が出ましてですね、その実施設計に基づいてまた入札もして、入札残も含めた結果、531万6,000円の減が出ましてですね、実質1,100万円余りを実行したということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 40ページのバンガロー機能強化整備事業については、事業の縮小に伴う減額、入札残も出たということですね。わかりました。

それと、56ページの件なんですけど、確かに当初予算を組んで、そこよりは安くでさせる。それはでき

るだけ安いほうがいいとは思いますが、やはり当初の予算の組み方ですね、遊歩道の場合は3分の1も少なくなると。大変いいことではあるんですが、当初予算を組むときに、ちゃんとやはりそこら辺の数字を読み切っておれば、もっと別の事業ができた可能性もあるわけですよ。そこはですね、次年度の予算を組むときに、やはり当初予算より入札残が多ければ多いほどいいという、ある面、非常に歓迎すべき点ではあるんですが、やはり当初予算を組むときにきちんとやってももらわないと、これだけ組んだおかげで別の事業ができなかった分野もあるわけですよ。そこら辺はぜひ当初予算を組むときには担当課はですね、きちんと今度はぶれの無いような、ずれの無いような予算の組み方が一番理想じゃないかなと思いますので、次年度で組むときには、そこら辺、気をつけてもらいたいなということで、村長に、ぜひこの件について見解を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時23分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ご質疑にお答えします。

少し誤解があっては困るかなと思ひまして、私の事務的なことですので、私のほうからご説明しておきたいと思ひます。このバンガロー機能強化事業というのは、一括交付金のトータルの中の一部でございます。これを減にしたからといって、そこが不用額になったわけじゃなくて、別に回っているわけです。よろしいでしょうか。この事業はですね、必ずしもこれが不用になったわけじゃなくて、例えば1つの例では、上の委託料の環境保全美化推進事業270万円等々のものに回っていてですね、トータル的には一括交付金には相当の事業がありますので、その中では使い切っているというご理解をいただきたいと思ひます。不用額を出すということじゃございませんので、誤解をなさらないようにということで申し上げたいと思ひます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 何かこっちは誤解があったのかなという気はしますけれども、ただ、その優先順位を決めるときに、当初予算を組んだときに優先順位で結局削られたものが先になるのかですね、また聞きたいのは。その順序で行くのであれば別にいいんですが、当初予算を組むときに予算を組んで終わりということで、優先順位で落とされたものの中で、その優先順位で余ったときもそれが優先していくのか。それであれば別にいいわけですよ。そこら辺含めてですね、その優先順位が、それは当然そうだろうと思ひはするんですが、そこら辺まで気をつけられているのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

事業を執行して入札残等が生じた場合はどうするかということでございますが、それについては当初、事業費の関係で申請できなかった分ですね、そういうのに優先的に充当してきております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第3.「議案第55号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第4.「議案第56号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 11ページです。歳出2款事業費、1項簡易水道費、1目簡易水道費、17節公有財産購入費はどこの財産を購入したのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

11ページ、2款1項1目17節の公有財産購入費の525万円の計上ですが、この場所は吉事の水源涵養林の用地取得費としてですね、吉事の水源の上のほうに今、山林になっている箇所があるんですが、その土地の購入費になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 11ページ、歳出の先ほどの17ページの公有財産購入費の件で、僕は吉事の上はもっと購入すべきじゃないかなと思うんですよ。菊畑が多くてですね、これがあと何年かしたら農薬が浸透してですね、問題にならないかなという。前々から僕は一般質問をしたこともあるし、そして湧川のチグヌプニのタンクのそばですね。呉我山に抜ける道にタンクがありますよね。道のそばにタンクがあるでしょう、ガジマンドー、あれガジマンドーじゃない。チグヌプニになるのか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後3時30分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 菊畑のそばにタンクがあるんですね、水道タンクが。どうですか、あれ。気にならないですか。あの菊畑もしょっちゅう農薬をまいているんですよ。向こうまでもやっぱり買うべきじゃないかなという気がするんですけど。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今、質疑のあります吉事の水源池のほうの上のほう、今は山林になっているところの購入なんです、ここは水源池になっていてですね、土地の所有者から個人で持っていては使い道がないということの話があつてですね、それで村に購入してもらいたいと。村としても水源の涵養のためにですね、ぜひこの土地を購入して水源池を守っていききたいということもあるものですから、今回、ちょうど地域の元気臨時交付金の予算が充当できてですね、それで今回、購入をしていく予定になっています。ただ、今回購入する同じ山林になっている土地で大きな面積があるんですが、そこについては相続が絡んでですね、ちょっと名義とか、今のところすぐに変更できない状況もありますので、今後そういう土地の権利関係のものが整理できたときにですね、また村としても用地を購入していききたいと思っています。

呉我山のタンク、実際のところなんです、周辺が菊畑とかですね、用途がそういう、確かに今の質疑にあるように農薬とかの話はあるんですけど、やっぱり1つの水源池としての用途とかですね、そういうものがある箇所であれば、やっぱりこういう農薬とか土砂の流出とかですね、そういう状況が出てくるものであれば村としても用地の確保もやっていきますけど、あれは受水のタンクですので、直接的には水源とのかかわりがあった状態であれば、そういうものも考慮に入れていくべきかなと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 吉事の上はですね、ずっと前から僕は訴えていたんですね。買いなさい、買いなさいと。それがやっとこれだけ買えた。またですね、まだ相続のことでできないというところもですね、なるべく早く相談して。やっぱり水源池ですから向こうは。また埋め土をしたところの土が浸透して出てくるんですね、吉事に。大雨のときなんかは。だから、そういう問題があるものだから、なるべくならそういう水源池のところは購入してやらないと、健康に害がでてくると思うんですよ。だから、なるべく早目にああいうところは水源池のところは買うようにしてほしいなという気がします。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時35分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えします。

吉事の水源のほうもですね、今回、地権者から随分前からそういうことで村のほうに買ってもらいたいということであつたみたいなんですけど、ずっと村のほうとしても対応できない部分があつて、もう何十年ということのそういう話があつてですね、今回も実際、この用地費としたら、また用地費がまたかなりの予算を伴うものですから、村の単独で対応しようにもなかなかできない部分があつてですね、今回、こういう地域の元気臨時交付金とかで対応できる費用ができたものですから、こういう用地の購入の対応ができておりますので、今後もそういう事業の関係も見ながらですね、用地の購入については検討をしていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第5.「議案第57号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第6.「議案第58号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第7.「議案第59号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「議案第60号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第60号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

災害に強い栽培施設整備事業について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 災害に強い栽培施設整備事業
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥200,445,000
4. 契約の相手方 沖縄県那覇市港町3丁目5番1号
沖阪産業株式会社
代表取締役社長 座 波 博 史

平成25年12月13日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

災害に強い栽培施設整備事業の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

次ページ以降に工事契約書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。よろしく願います。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後3時40分)